

## 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社取締役会は、当社の理念を実現するために次の通り内部統制システムの基本方針を定め、業務の適正を確保するための体制を整備しております。

### 1. 当社並びに当社子会社の取締役及び従業員（以下「取締役及び従業員」）の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

#### (1) 取締役及び経営幹部の職務執行の適正性

「取締役会規程」及び執行機関である当社子会社の担当役員会（以下「担当役員会」）の「担当役員会規程」に基づき、会議体において各取締役や経営幹部の職務執行状況について報告がなされ相互に確認・検証ができる体制を整備しております。

#### (2) コンプライアンス

コンプライアンス関連規程及びコンプライアンス推進体制を整備し、教育・研修・ハンドブック等による行動規範等の周知徹底を行い、取締役及び従業員が法令及び定款・諸規程をはじめ社会におけるルールを遵守するように取り組んでおります。

#### (3) 内部通報制度

法令及び定款・諸規程に違反する行為を発見した際の内部通報制度を整備・運用し、不祥事の未然防止及び迅速な対応を図ります。その際、通報者のプライバシーを保護し、不利益な取扱いを行わないことを明示し、制度の有効性を確保しております。

#### (4) 反社会的勢力の排除

（下記「2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況」に記載）

#### (5) 内部監査

内部監査室による本部監査、現場往査を通して取締役及び従業員が認識と知識を深め改善活動に取り組みコンプライアンス強化を図ります。

## 2. 財務報告の信頼性を確保するための体制

金融商品取引法等の適用のある法令に基づき、信頼できる財務報告の観点から業務プロセスの整備と改善を行い、財務報告に係る内部統制評価を実施することにより継続的に適正な体制を確保しております。

## 3. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

法令及び情報管理・文書管理等の関連規程に基づき、取締役の職務の執行に係る情報（株主総会・取締役会・担当役員会等の議事録、稟議書・契約書等）を保存・管理し、取締役、監査役及び内部監査室が随時閲覧できる体制を確保しております。

## 4. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 当社並びに当社子会社の業務執行に係るリスクに関して、予見されるリスクの分析と識別を行った上で当社グループ全体のリスクを網羅的・包括的に管理しております。

(2) 取締役会及びその他の会議体において重要事項を慎重に審議することで事業リスクの排除・軽減を図ります。

(3) 「個人情報管理規程」を遵守し、個人情報の紛失・漏洩・改ざんを未然に防ぐ体制を整備・運用しております。

(4) 内部監査室の内部監査によりリスクの早期発見、早期解決を図ります。

(5) 当社並びに当社子会社の経営に影響を与えるようなリスクが顕在化し重大な影響を及ぼす危険性が高まったと判断される場合、各部署の長は速やかに代表取締役及び監査役にその内容を報告し対策を講じることとしております。

(6) リスクマネジメント関連規程を整備し、リスクマネジメントに関わる基本的事項及び危機管理に関する事項を定め組織のリスク管理体制の強化を図ります。

## 5. 取締役の職務執行の効率性を確保するための体制

- (1) 取締役の職務の効率性を確保するため、「組織規程」「業務分掌規程」「職務権限規程」を整備し、それぞれの責任と権限の所在を明確に定めております。
- (2) 当社並びに当社子会社の中期経営計画及び年度予算を策定し、それらに沿った施策等の進捗状況を定期的に検証し、その結果を業務執行部門にフィードバックしております。
- (3) 取締役会は必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要議案については担当役員会及びその他の会議体において事前に十分に審議した上で取締役会に上程することにより、取締役の迅速かつ適正な意思決定を促進しております。
- (4) 各種会議体への起案から意思決定までのスケジュールを明確にし、経営スピードを速めることを図ります。

## 6. 当社並びに当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社子会社の経営等に関する重要事項については、取締役会及び担当役員会において審議・決定することを通じて業務の適正を確保しております。

## 7. 内部監査に係る体制

内部監査室は、当社並びに当社子会社の内部監査を実施し、その結果と必要に応じ改善の必要性を代表取締役へ報告しております。

## 8. 監査役に係る体制

監査役が十分な活動を行うために以下の体制を確保しております。

- (1) 監査役を補助すべき従業員(以下「補助人」)の取締役からの独立性に関する事項並びに当該補助人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
  - ① 監査役に補助人を配置しております。
  - ② 補助人の選任については、監査役からの指名又は助言を受けて決定します。
  - ③ 補助人として選任を受けた従業員は、監査役補助業務に関しては監査役の指揮命令のみに服するものとし、取締役及び他の業務執行組織の指揮命令は受けないものとしております。
  - ④ 補助人の人事異動及び考課については、監査役の同意を得ることとしております。
- (2) 取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
  - ① 取締役及び従業員は、会社に著しい影響を及ぼす事実について、監査役に速やかに報告をすることとしております。
  - ② 取締役及び従業員が前項の報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを受けないように徹底しております。
  - ③ 常勤監査役は、取締役会、担当役員会その他の重要な会議に出席しており、執務状況を聴取し関係資料を閲覧することができます。
- (3) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - ① 代表取締役は、適宜、監査役との意見交換を行っております。
  - ② 監査役は必要に応じて、社外の弁護士、公認会計士、その他専門家の意見を聴取することができます。
  - ③ 監査役は職務の執行について生じる費用等の前払い又は弁済等の請求があった場合には、当該請求に係る費用が監査役職務の執行に必要なではないと明らかに認められる場合を除き、所定の手続きに従いこれに応じております。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社並びに当社子会社は市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たず、さらに反社会的勢力および団体からの要求を断固拒否し、これらと関係のある企業・団体・個人とはいかなる場合においても取引を行わず金銭その他の経済的利益を提供しません。また、警察・弁護士等の外部専門機関とも連携を取り毅然として対応します。